

(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画の策定について

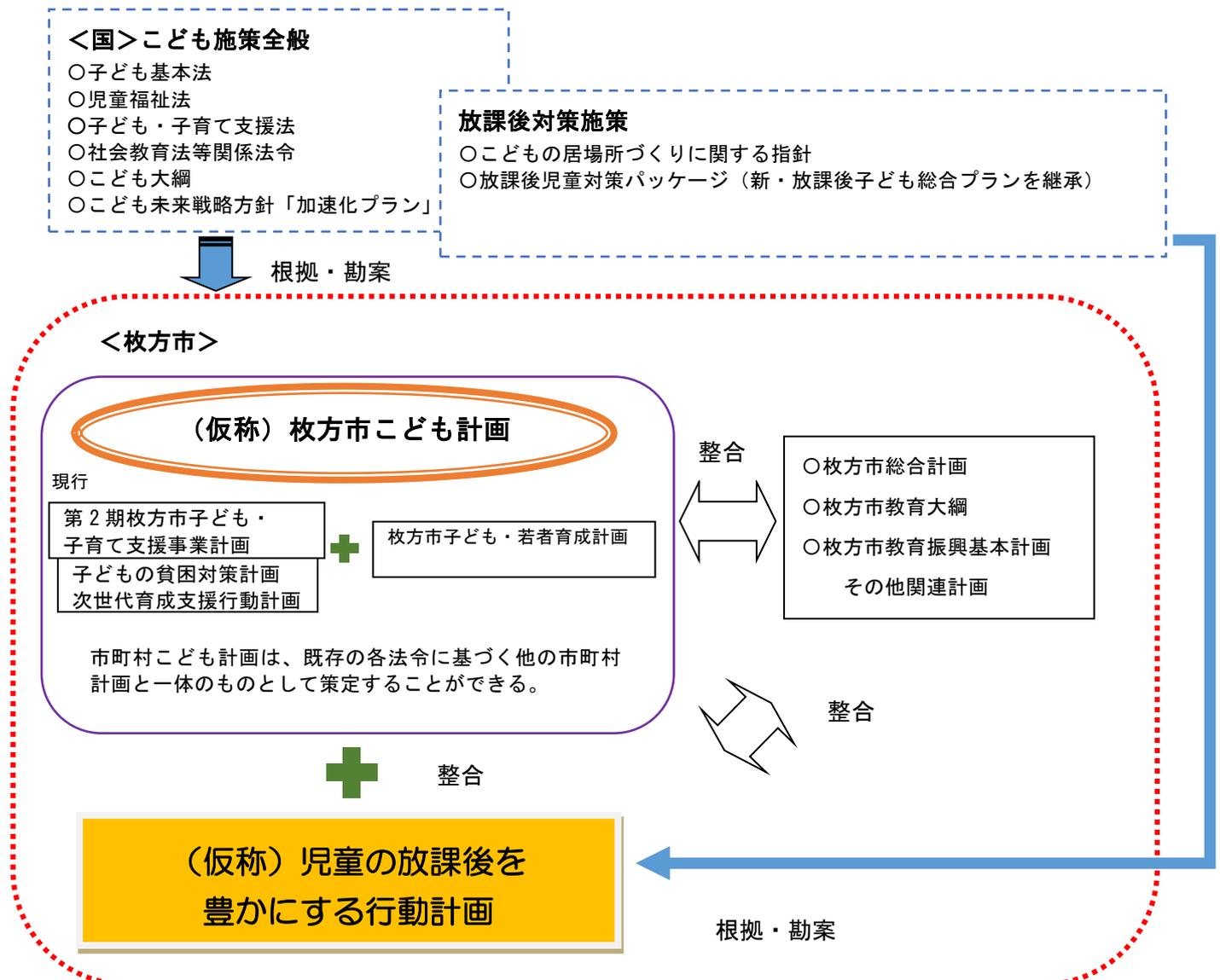
1. 計画策定にあたっての考え方

本市の放課後対策の基本計画である「児童の放課後を豊かにする基本計画」が令和6年度（2024年度）で終期を迎えることから、国の放課後児童対策の考え方や現計画の取組状況等を踏まえ、「(仮称) 枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として「(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

国の「新・放課後子ども総合プラン」や「放課後児童対策パッケージ」、「こどもの居場所づくりに関する指針」等の趣旨を踏まえ、本市の「(仮称) 枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画とします。計画期間は「(仮称) 枚方市こども計画」の期間に合わせた令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とします。

◆計画の位置づけ

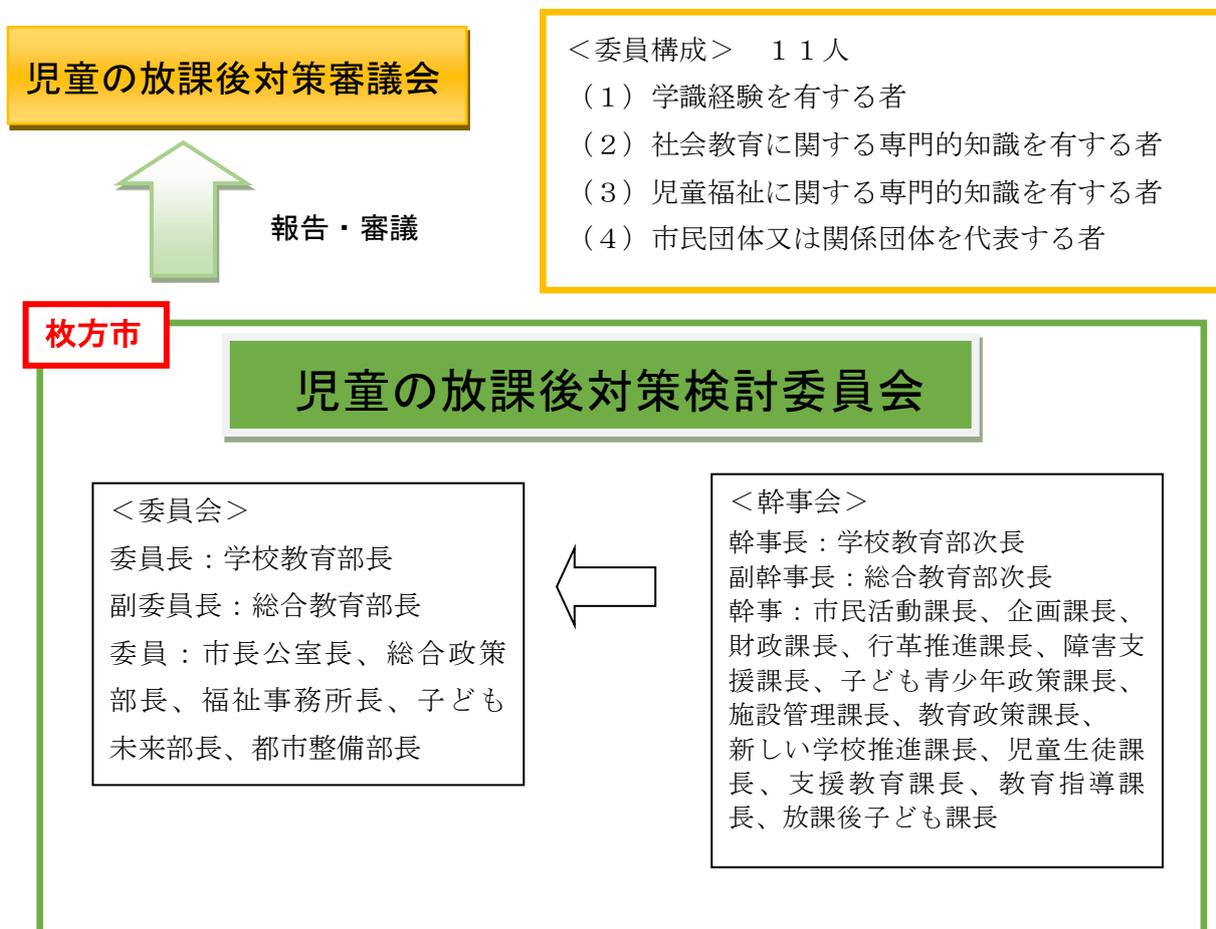


◆計画期間

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市		第2期 子ども・子育て支援事業計画					(仮称) 枚方市こども計画				
		児童の放課後を豊かにする基本計画					(仮称) 児童の放課後を豊かにする行動計画				
国		新・放課後子ども総合プラン				放課後児童対策パッケージ					

3. 計画の策定体制

枚方市の児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項等の調査審議を行う附属機関として「児童の放課後対策審議会」を設置しています。また、計画策定における庁内関係部局との連携体制として、「児童の放課後対策検討委員会」を設置しています。今回の計画策定については、「児童の放課後対策検討委員会」で議論の上、「児童の放課後対策審議会」のご意見をいただきながら策定を進めます。



4. ニーズの把握の実施（アンケート調査など）

計画策定に向けて、利用状況等の分析を行うとともに、令和6年6月に児童・保護者を対象に利用ニーズの調査を実施します。さらに、こども基本法第11条において、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては、子ども・若者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められていることから、児童などへの意見聴取を実施します。

5. 計画の骨子案

1 計画策定の背景・趣旨

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、令和2年に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定し、すべての児童の豊かな放課後環境の整備を推進
- ・国において、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題として、「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」などを策定
- ・こども基本法に基づき、放課後児童対策を含めたこども施策に関する事項を一体的に定める「こども計画」を子ども未来部において策定予定
- ・放課後児童対策の取組をさらに推進するため、こうした国の放課後児童対策の考え方や現計画の取組状況等を踏まえ、「(仮称)枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画として「(仮称)児童の放課後を豊かにする行動計画」を策定するもの

2 計画の位置づけ

「(仮称)枚方市こども計画」に掲げる放課後児童対策の行動計画

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 本市における総合型放課後事業の実施状況と課題

留守家庭児童会室の状況
放課後オープンスクエアの状況
枚方子どもいきいき広場の状況
アンケート等調査結果

5 放課後児童対策の考え方と方向性((仮称)枚方市こども計画にも記載)

子どもの居場所づくりの推進
子育てと仕事の両立支援 など

6 総合型放課後事業目標事業量((仮称)枚方市こども計画にも記載)

令和11年度までの留守家庭児童会室の目標事業量
令和11年度までの放課後オープンスクエアの目標事業量
令和11年度までの枚方子どもいきいき広場の目標事業量

7 具体的対策、目標等

- ・総合型放課後事業の連携、校内交流の推進に関する方策
- ・総合型放課後事業への学校施設の活用・施設整備に関する方策
- ・総合型放課後事業に係る市長部局と教育委員会の連携方策
- ・総合型放課後事業の役割をさらに向上させていくための方策
- ・子どもと保護者に寄り添った施策を充実するための方策
- ・就学前児童の円滑な受け入れ支援
- ・事業の質の向上に関する方策
- ・従事者の確保に関する方策
- ・特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応
- ・民間活力等を利用した多様なニーズへの対応
- ・地域の実情に応じた枚方子どもいきいき広場への対応 など

8 計画の推進体制

児童の放課後対策検討委員会と児童の放課後対策審議会による進行管理